

特別支援学校教諭免許状及びその教職課程 コアカリキュラムの在り方について

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

(養成)

- 特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たすべき役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要である。
- 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。
- このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。その際、基礎となる免許状を取得する際に習得した内容との関連や接続も考慮する。
- 教員養成段階で現状以上の単位の修得を求めることは、学生の過度な負担となり、特別支援学校教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現在の総単位数の中で検討を進めるものとする。

- 特別支援学校の教師に求められる専門性

- 特別支援学校教諭の養成の在り方に関する議題

- 教職員免許法及び同施行規則に基づき、全国すべての大学の教職課程で共通的に履修すべき資質能力を示した特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムを作成すること。
 - ・ 特別支援学校学習指導要領を根拠とする自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや、発達障害を位置づけること。

● 教育職員免許法施行規則

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		専修一種	二種
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	
計				26	16

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）
- 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 五 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムも、教職課程コアカリキュラム(平成29年11月17日)と同様の目的で作成すること。

1. 作成の目的

- 教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を示すものである。
- 各大学においては、教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に習得させたうえで、これに加え、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を習得させることが当然である。
- したがって、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムは地域や学校現場のニーズや大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質の保証を目指すものである。

● 教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際、教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)の構成等を参考にすること。

目次	
教科及び教科の指導法に関する科目	総合的な学習の時間の指導法 ※
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	特別活動の指導法 ※
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
教育の基礎的理解に関する科目	教育の方法及び技術
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	生徒指導の理論及び方法
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)	幼児理解の理論及び方法
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育実践に関する科目
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実習(学校体験活動)
道徳の理論及び指導法※	

※ 養護教諭、栄養教諭は、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容

● 教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際、教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)の目標との系統に留意すること。

各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

全体目標:

当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

(1)当該教科の目標及び内容

一般目標:

学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

- 到達目標:
- 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
 - 2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
 - 3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。
 - 4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
 - 5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

(2)当該教科の指導方法と授業設計

一般目標:

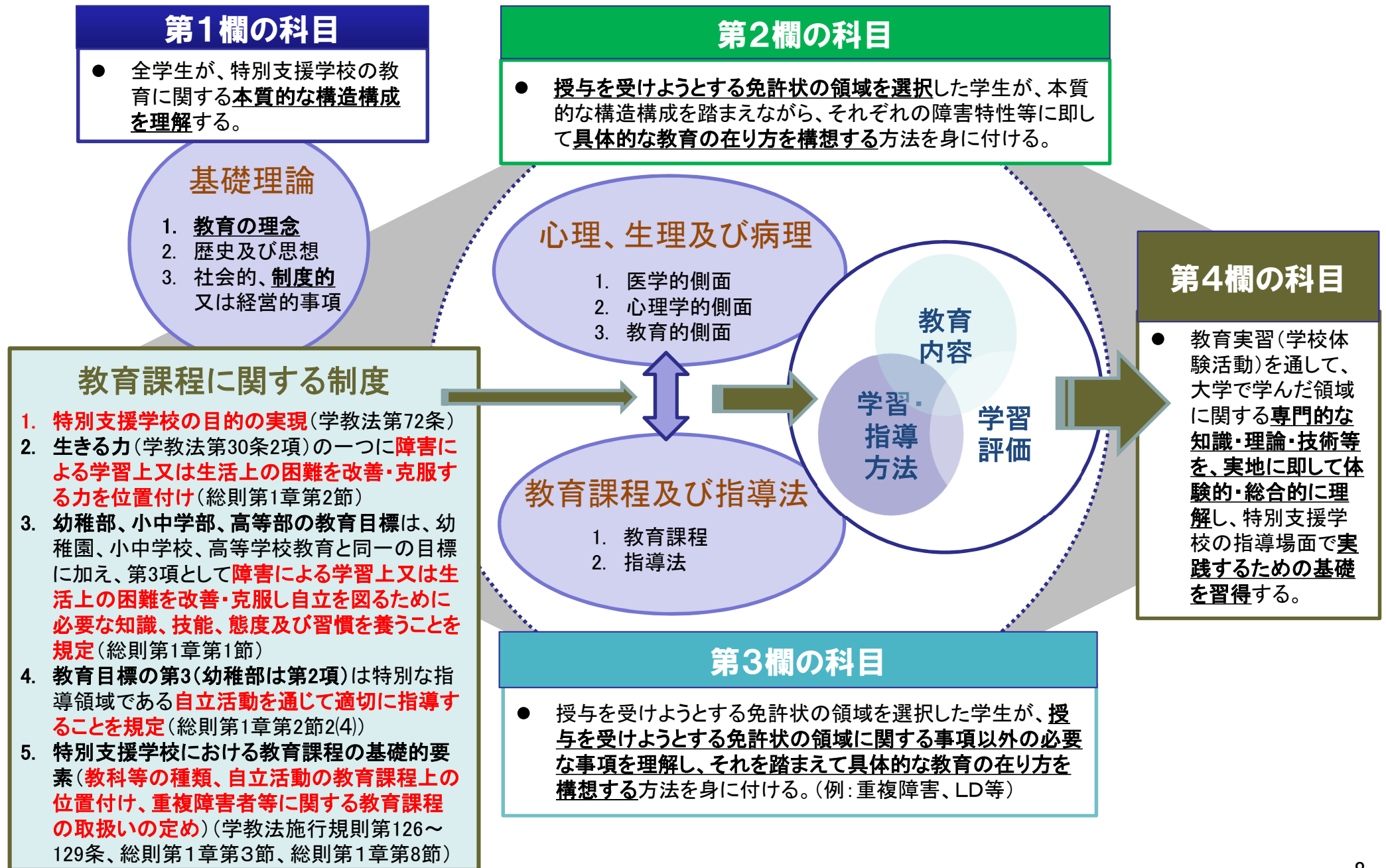
基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標:
- 1) 子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
 - 2) 当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
 - 3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
 - 4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
 - 5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。

※中学校教諭及び高等学校教諭

● 現行大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程における科目間の教授内容 概観図

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際、各欄の教授内容の関連に留意すること。



➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際、その内容はミニマムエッセンシャルとすること。

学科等における教員養成の理念等及び特支免開設科目に関する事項5

■ 特別支援学校教諭免許状関連科目の開設上の課題について

	N	%
学科等における多様な専門領域の教員の確保	55	64.0
特定領域を専門とする非常勤講師の確保の困難さ	49	57.0
学科等の専任教員が専門外の授業を担当する負担感	26	30.2
予算削減に伴う非常勤講師の確保の困難さ	26	30.2
その他 「教育実習校の確保」「退職教員のポストの不補充」 「地域的に医学領域専門の講師確保が困難」	8	9.3

検討課題(1)-① 自立活動の位置付け

自立活動とは

- 障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となる。
- そのため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科などに加えて、自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって人間として調和のとれた育成をめざしている。

● 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方(令和元年12月12日 課程認定委員会決定)

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き)

(令和4年度開設用)

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課

「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について

1. 教育課程(シラバス)の考え方

- (1) 特別支援教育に係る、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念】、【教育に関する歴史及び思想】、【心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項】に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。
- (2) 授業計画の中に「**自立活動**」を概観する内容を含めることが必要である。

「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について

1. 教育課程(シラバス)の考え方

- (1) 授業計画の中に「**自立活動**」の内容を含めることが必要である。

● 第1欄における自立活動の取扱いに関する調査結果のポイント

➤ 第1欄では、制度的事項において教育課程上の自立活動を概観する傾向にある。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類	最低修得単位数	
		専修・一種免許状(26)	二種免許状(16)
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2

備考

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。



(参考)第1回会議 資料4(安藤委員)

➤ 第一欄の教授内容 カテゴリー③

制度的事項(キーワード計178)	
知的障害	6
特別支援学級	4
通級による指導	4
教育課程	4
特別支援学校の教育課程	4
個別の指導計画	4
個別の教育支援計画	4
発達障害	4
キャリア教育・進路指導	4

キーワードの内容	
自立活動	3

* 令和2年度文部科学省委託成果報告書(詳細報告)より抜粋

* 頻度の高いキーワード(数字はN)

● 第2欄における自立活動の取扱いに関する調査結果のポイント

➤ 第2欄では、自立活動を指導の実際にまで踏み込んで教授している傾向にある。

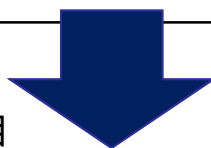
特別支援教育に関する科目	免許状の種類		最低修得単位数	
			専修・1種 (26)	2種 (16)
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		

備考

ニ 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)



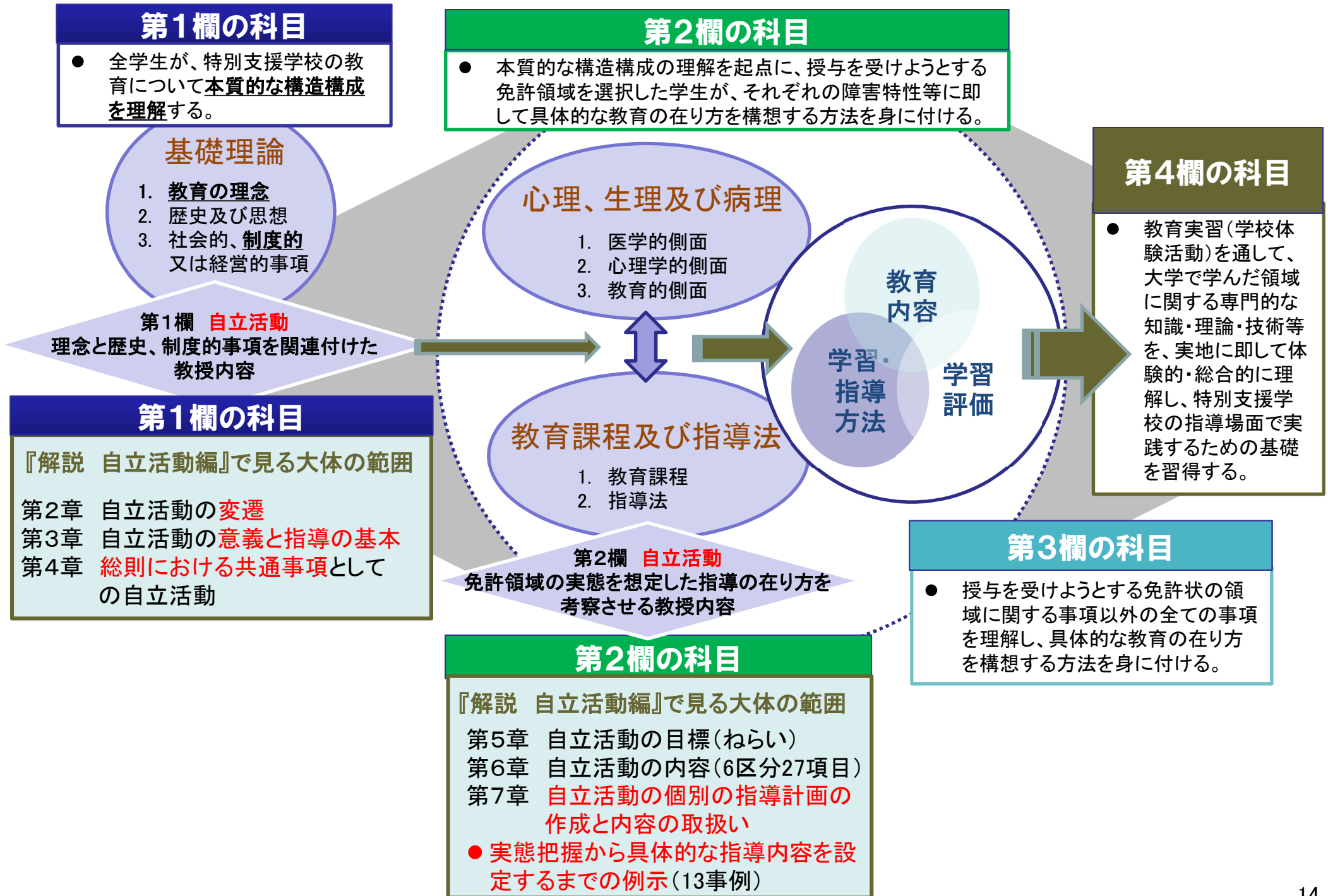
(参考)第2回会議 資料4(安藤委員)

➤ 第二欄の教授内容 教育課程及び指導法に関する科目

知的障害/17科目 (キーワード計326)		肢体不自由/12科目 (キーワード計270)		病弱/9科目 (キーワード計223)		視覚/3科目 (キーワード計49)		聴覚/3科目 (キーワード計41)	
自立活動	8	自立活動	8	自立活動	4	※ 自立活動の具	自立活動	2	
自立活動と教科との関連	1	自立活動の指導の実際	1	自立活動の指導の実際	1	体的な指導内容に係るキーワードが多い。			

* 頻度の高いキーワード(数字はN)

「自立活動」に関する教授内容の整理(案)



● 検討課題(1)-① コアカリキュラムへの自立活動の位置付け(事務局案)

コアカリキュラム	右の各科目に含める ことが必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
<ul style="list-style-type: none"> 「制度的事項」に含まれる「自立活動を概観する内容」として、自立活動の本質的な構造構成を理解する程度とし、目標設定に当たっては、総則における共通事項としての自立活動、解説における自立活動の意義や指導の基本までの範囲とすること。 	特別支援学校の教育に係る理念 // 歴史及び思想 // 社会的、 制度的 又は経営的事項	特別支援教育の基礎理論に関する科目	第1欄
<ul style="list-style-type: none"> 「教育課程」に含まれる「自立活動の内容」は、当該領域の具体的な実態を想定した個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方を理解する程度とし、目標設定に当たっては、解説における自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱いの範囲を参考とすること。 	当該領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 当該領域に関する幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	特別支援教育領域に関する科目 第2欄

検討課題(1)-② 自立活動の位置付けに**関連した課題**

● 第1欄における「社会的、制度的又は経営的事項」の取扱いに関する調査結果のポイント

- 多くの大学で、第1欄の最低習得単位数2単位の習得を前提とした開設の状況にある。
- 社会的、制度的又は経営的事項に属すキーワードは、第1欄全体の77.7%を占め、制度的事項(60.1%)の割合が高く、社会的事項(14.8%)、経営的事項(2.7%)となっている。

(参考)第1回会議 資料4(安藤委員)

① 開設状況		科目数	単位数	担当者	キーワード 総数	M	SD
第1欄	基礎理論	12	全て2単位	全て常勤	296	25	9.7

教育の理念(キーワード計28)		歴史及び思想(キーワード計38)	
特別支援教育	11	歴史	6
合理的配慮	3	戦前の障害のある子どもの教育	3
共生社会	2	養護学校義務制実施	3
インクルーシブ教育	2		

* 頻度の高いキーワード (数字はN)

制度的事項(キーワード計178)		社会的事項(キーワード計44)		経営的事項(キーワード計8)	
知的障害	6	教育・医療・保健・福祉の連携	3	特別支援学校の学校組織	2
特別支援学級	4	保育・療育	2	教員の役割	2
通級による指導	4	一般就労	2	理解と教育	2
教育課程	4	福祉就労	2		
特別支援学校の教育課程	4	地域での生活	2		
個別の指導計画	4	所得保障	2		
個別の教育支援計画	4	障害者年金	2		
発達障害	4	支援費制度	2		
キャリア教育・進路指導	4				

* 頻度の高いキーワード (数字はN)

● 教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)における「社会的、制度的又は経営的事項」の取扱いについて

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際、教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)の「社会的、制度的又は経営的事項」の取扱いを参考にすること。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)

全体目標: 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

*(1-1),(1-2),(1-3) はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

(1-1)教育に関する社会的事項

一般目標: 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

到達目標: 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3) 近年の教育政策の動向を理解している。
4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

(1-2)教育に関する制度的事項

一般目標: 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

到達目標: 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(1-3)教育に関する経営的事項

一般目標: 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

到達目標: 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

● 検討課題(1)-② 「社会的、制度的又は経営的事項」の取扱い(事務局案)

コアカリキュラム	右の各科目に含める ことが必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
	特別支援学校の教育 に係る理念		
<ul style="list-style-type: none"> 「第1欄」に含めることが必要な「社会的、制度的又は経営的事項」のうち、「制度的事項」は習得するものとし、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合も可能とするとして注釈を入れること。 	<ul style="list-style-type: none"> // 歴史及び思想 // 社会的、制度的又は経営的事項 	特別支援教育の基礎理論に関する科目	第1欄

検討課題(2) **発達障害**の位置付け

● 教育職員免許法施行規則(第七条)

備考

- 3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

- 教職課程認定申請の手引き(文部科学省総合教育政策局教育人材政策課)
教職課程認定基準(教員養成部会決定)

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む。)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含む。)については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。

● 第3欄における発達障害の取扱いに関する調査結果のポイント

➤ 第3欄では、ほとんどの大学で発達障害の科目を教授する傾向にある。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類		最低修得単位数	
			専修・1種(26)	2種(16)
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		

備考

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びに **その他障害**により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。



(参考)第1回会議 資料4(安藤委員)

➤ 第3欄の教授内容

重複障害/9科目(キーワード計171)		LD等/17科目(キーワード計224)	
重複障害	9	ADHD	14
医療的ケア	5	学習障害	13
歴史	4	ASD	13
教育課程	4	発達障害	12
定義	3	定義	4
重度・重複障害の教育	3	認知特性	4
		情緒障害	4

* 頻度の高いキーワード(数字はN)

II 本調査 結果

学科等における教員養成の理念等及び特支免開設科目に関する事項4

■ 特別支援学校教諭免許状第三欄における発達障害科目の取扱い

扱っている：82(98.8%) →平均 2.53単位(SD=1.20)

扱っていない：1(1.2%)

主な内容：

「LD・ADHD・ASD」「発達障害の総合的内容」

「障害の特性や指導法など」

「発達障害全般にわたる教育から心理・生理・病理まで」

第3欄に「発達障害」を位置付ける必要性について

第3欄の科目

- 全学生が特別支援学校の教育に関する本質的な構造構成を理解する。

基礎理論

1. 教育の理念
2. 歴史及び思想
3. 社会的、制度的又は経営的事項

特別支援教育に関するセンターとしての役割

1. 特別支援学校が小中学校等の養成に応じて、幼児児童生徒の教育に必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする(学校教育法第74条)。
2. 特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの機能(総則第1章第6節の3)

第2欄の科目

- 本質的な構造構成の理解を起点に、授与を受けようとする免許領域を選択した学生が、それぞれの障害特性等に即して具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱

心理、生理及び病理

1. 医学的側面
2. 心理学的側面
3. 教育的側面

教育課程及び指導法

1. 教育課程
2. 指導法

教育内容

学習・指導方法

学習評価

第4欄の科目

- 教育実習(学校体験活動)を通して、大学で学んだ領域に関する専門的な知識・理論・技術等を、実地に即して体験的・総合的に理解し、特別支援学校の指導場面で実践するための基礎を習得する。

中心となる領域

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱

発達障害

第3欄の科目

- 授与を受けようとする免許状の領域に関する事項以外の全ての事項を理解し、具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

第1欄科目カテゴリ分析

小カテゴリ	中カテゴリ：制度的事項	
形態	特殊教育から特別支援教育への転換	3
	特別支援教育の場	2
	制度	2
学校の課題	インクルーシブ教育システム	2
	センター的機能	2
	特別支援教育コーディネーター	2
対象	発達障害の理解	4

● 検討課題(2) コアカリキュラムへの発達障害の位置付け(事務局案)

コア・カリキュラム	右の各科目に含めることが必要な事項	教科及び教職に関する科目		第7条
<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の目標を設定すること。 ● 目標設定に関しては、第二欄同様、別添「領域ごとのコアカリキュラム作成の流れ」に準じること。 	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</p>	第3欄
<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害領域に関する幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法の目標を設定すること。 ● 「教育課程」に含まれる「自立活動の内容」は、具体的な実態を想定した個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方を理解する程度とし、目標設定に当たっては、解説における自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱いの範囲を参考とすること。 	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>		

**検討課題(3) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う
特別支援学校の各教科等の位置付け**

● 学校教育法施行規則(抄)昭和22年5月23日文部省令第11号

第126条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

第127条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第128条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

● 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の特長

➤ 各教科の目標及び内容を、学年ではなく、段階別に示していること。

○ 段階の考え方

- 学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるからである。そのため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしている。

➤ インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視し改訂したこと。(平成29年4月公示・平成31年2月公示)

○ 主な改訂

- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。
- 各学部や各段階、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意し、小・中学部、高等部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実した。
- 資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえ、又知的障害のある児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等部の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理した。

● 第2欄における知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の取扱いに関する調査結果のポイント

➤ 第2欄では、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等」を指導の実際にまで踏み込んで教授している傾向にある。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類		最低修得単位数	
			専修・1種(26)	2種(16)
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		

備考

2 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)

ロ **知的障害者**、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び**当該領域に関する教育課程等に関する科目**について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)

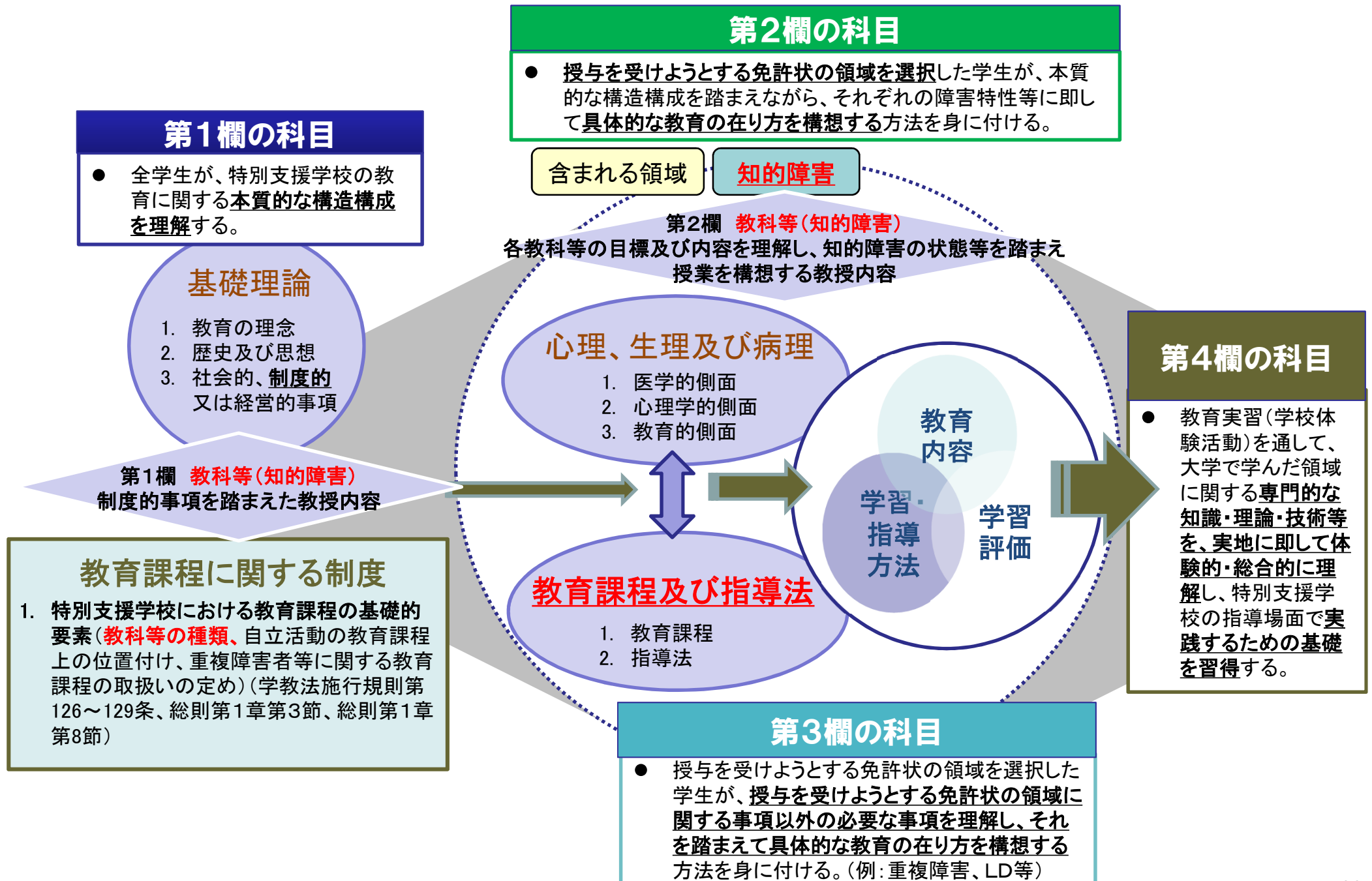
知的障害の教育課程及び指導法

キーワード数/10大学で開設確認ができた**17科目** **23**

教科の指導・学習	7	知的障害特別支援学校の教育課程	1
領域別・教科別の指導	3	総合的な学習の時間	1
国語	2	各教科の目標と内容	1
算数	2	数量指導	1
体育	1	言語指導	1
音楽	1	文字・文指導	1
* 頻度の高いキーワード(数字はN)		学習評価	1

(参考)
令和2年度文部科学省
委託成果報告書(詳細報告)
より抜粋

「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等」に関する位置付けの整理(案)



● 検討課題(3) コアカリキュラムへの知的障害者である児童生徒に対する教育を行う
特別支援学校の各教科等の位置付け(事務局案)

<p>コアカリキュラム</p>	<p>右の各科目に含める ことが必要な事項</p>	<p>教科及び教職に関する科目</p>	<p>第7条</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「制度的事項」に含まれる「教科等の種類」として、<u>知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の本質的な構造構成を理解する程度</u>とし、目標設定に当たっては、総則における共通事項としての教科、解説における各教科等の基本的な考え方までの範囲とすること。 	<p>// 社会的、<u>制度的</u> 又は経営的事項</p>	<p>特別支援教育の基礎理論 に関する科目</p>	<p>第1欄</p>
	<p>当該領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <u>知的障害領域の「教育課程」に含まれる「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等」に関する目標を設定すること。</u> 目標を設定に当たっては、<u>学習指導要領に示された各教科等の目標及び内容を理解し、様々な実態を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う程度</u>とし、目標設定に当たっては、解説における各教科等の基本的な考え方、指導の特徴の範囲を参考とすること。 	<p>当該領域に関する幼児、児童又は生徒の<u>教育課程及び指導法</u></p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>特別支援教育領域に 関する科目</p> <p>第2欄</p>

検討課題(4) 重複障害者等に関する教育課程の取扱いの位置付け

●「第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について

<p>1. 障害の状態により特に必要がある場合 (総則第1章第8節の1)</p>	<p>(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の<u>一部を取り扱わないことができること。</u></p> <p>(2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、<u>当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。</u>また、<u>道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。</u></p> <p>(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の<u>小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。</u></p> <p>(4) <u>中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。</u></p> <p>(5) <u>中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。</u></p> <p>(6) <u>幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。</u></p>
<p>2. 知的障害者である児童生徒の場合 (総則第1章第8節の2)</p>	<p>2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、<u>小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。</u>また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、<u>中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。</u></p>

●「第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について

<p>3. 重複障害者の場合 (1) <u>知的障害を併せ有する児童生徒の場合</u> (総則第1章第8節の3)</p>	<p>3 <u>視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。</u></p>
<p>(2) <u>重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合</u> (総則第1章第8節の4)</p>	<p>4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、<u>自立活動を主として指導を行うことができるものとする。</u></p>

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 抜粋

● 第1欄における「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に関する調査結果のポイント

➤ 第1欄では、制度的事項において教育課程の制度としての「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定を概観する傾向にある。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類	最低修得単位数	
		専修・1種免許状(26)	2種免許状(16)
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2

備考
 1 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。



(参考)第1回会議 資料4(安藤委員)
 ➤ 第1欄の教授内容 カテゴリー③

制度的事項(キーワード計178)	
知的障害	6
特別支援学級	4
通級による指導	4
教育課程	4
特別支援学校の教育課程	4
個別の指導計画	4
個別の教育支援計画	4
発達障害	4
キャリア教育・進路指導	4

* 頻度の高いキーワード(数字はN)

● 第3欄における「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に関する調査結果のポイント

➤ 第3欄では、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の各規定を具体的に教授している傾向にある。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類	最低修得単位数	
		専修・1種 (26)	2種 (16)
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	3
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		

備考
3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びに**その他障害**により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。



I 予備的調査

(参考) 第1回会議 資料4(安藤委員)

➤ 第3欄の教授内容

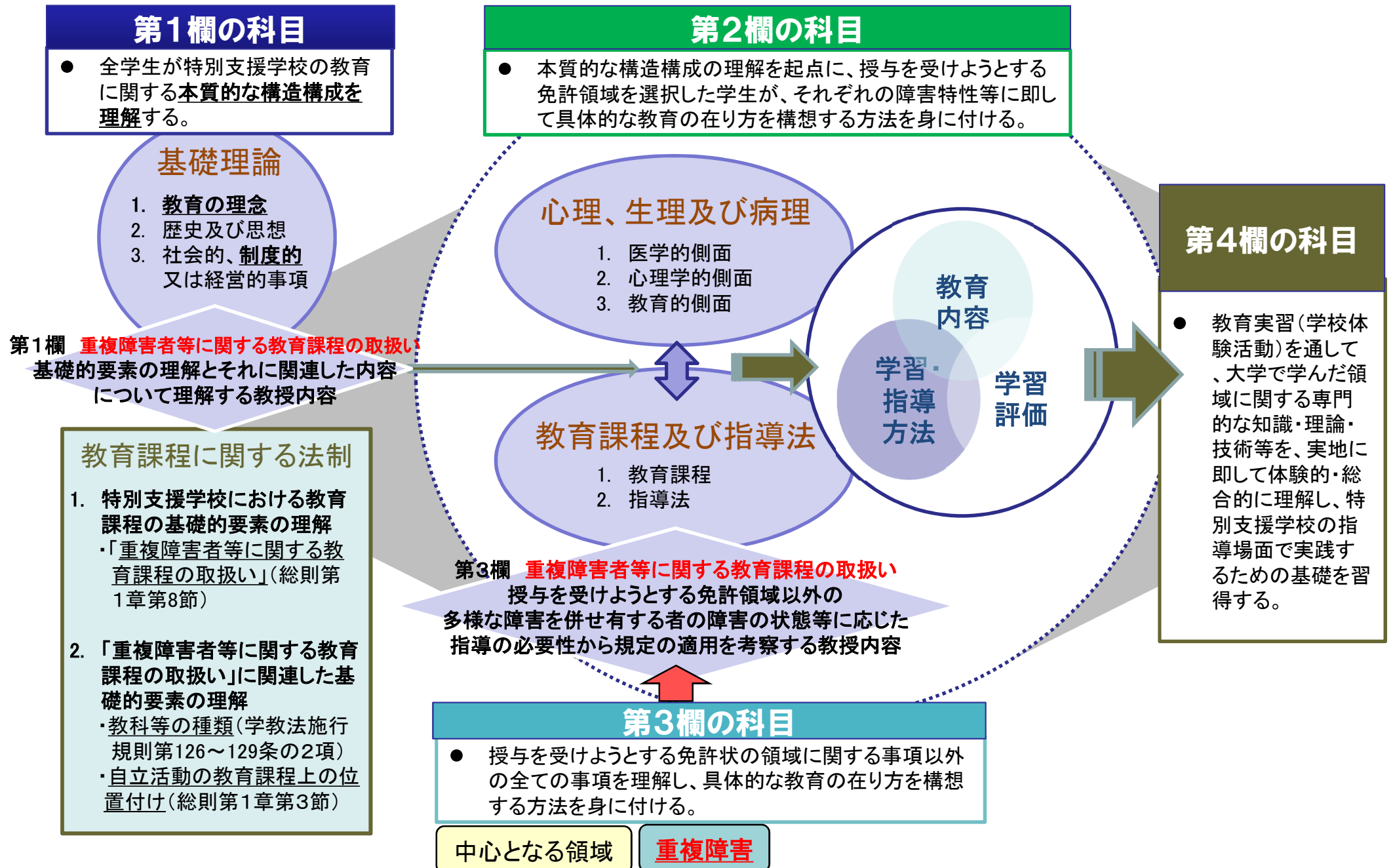
① 開設状況		科目数	単位数
第1欄	基礎理論	12	全て2単位
第2欄	心理・生理・病理	知的	4(13)
		肢体	10(6)
	教育課程及び指導法	病弱	10(7)
		知的 ¹	17
第3欄	重複	肢体	12
		病弱	10(9)
	LD等	重複	10(9)
		LD等	18(17)
重複・LD	1	2単位	

重複障害/9科目(キーワード計171)	
重複障害	9
医療的ケア	5
歴史	4
教育課程	4
定義	3
重度・重複障害の教育	3

* 頻度の高いキーワード(数字はN)

* ()内はシラバス入手科目数

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に関する教授内容の整理(案)



● 検討課題(3) コアカリキュラムに対する重複障害者等の教育課程に関する取扱いの事務局(案)

コアカリキュラム	右の各科目に含める ことが必要な事項	教科及び教職に関する 科目	第7条	
<ul style="list-style-type: none"> 「制度的事項」に含まれる<u>特別支援学校における教育課程の特例についての基礎的要素を理解する程度</u>に目標を設定すること。 目標設定に当たっては、総則における共通事項としての「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の各規定の範囲とする。 	特別支援学校の教育に係る理念	特別支援教育の基礎理論に関する科目	第1欄	
	<ul style="list-style-type: none"> // 歴史及び思想 // 社会的、制度的又は経営的事項 			
	当該領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	第3欄
<ul style="list-style-type: none"> 授与を受けようとする免許領域でも多様な障害の種類や状態等に応じた指導の必要性から、<u>併せ有する主な障害を想定しながら「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の該当規定の適用を考察する程度</u>に目標を設定する。なお、目標設定に当たっては、該当規定の解説総則編の範囲とする。 	当該領域に関する幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		

検討課題(5) 検討課題に対する基本的な方向性(案)
及び障害領域の**専門的な検討の必要性**

● 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム(仮称)の基本的な方向(案)

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムでは、下表の7事項(①～⑦)で作成すること。
- 下表の4事項(④～⑦)は、専門性の高い有識者によるワーキング(領域別)を設置して検討すること。

コア・カリキュラム (丸数字:事項名、※:有識者会議の方向性(案))	右の各科目に含めること が必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
<p>① 特別支援学校の教育に関する理念</p> <p>② 特別支援学校の教育に関する歴史及び思想</p> <p>③ 特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 ※③の制度的事項には、「教育課程に関する制度」のうち全領域の基礎的要素(教科等の種類、自立活動の教育課程上の位置付け、教育課程編成の特例の定め)についての基本的な構造・構成を理解する目標を含めること。 ※③の制度的事項は習得するものとし、「社会的、制度的又は経営的事項」のうち2つ以上を含んでシラバスを編成する場合も可とすること。</p>	<p>特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育の理念 • 教育に関する歴史及び思想 • 教育に係る社会的、制度的又は経営的事項 	<p>特別支援教育の基礎理論に関する科目</p>	第1欄
<p>④ (免許状に定められることとなる領域)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 ※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の領域別に作成すること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> • 心理、生理及び病理 	<p>特別支援教育領域に関する科目</p> <p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	
<p>⑤ (免許状に定められることとなる領域)の幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の領域別に作成すること。 ※教育課程の事項には、免許状に定められることとなる領域の実態を想定した自立活動の個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方を理解する目標を含めること。 ※知的障害領域の教育課程の事項には、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等についての目標及び内容の理解や、実態を踏まえた具体的な授業設計を構想する目標を含めること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育課程及び指導法 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	第2欄

● 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの基本的な方向(案)

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムでは、下表の7事項(①～⑦)で作成すること。
- 下表の4事項(④～⑦)は、専門性の高い有識者によるワーキング(領域別)を設置して検討すること。

コア・カリキュラム (丸数字:事項名、※:有識者会議の方向性(案))	右の各科目に含めること が必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
<p>⑥ (免許状に定められることとなる領域以外の領域)の幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理</p> <p>※<u>発達障害領域について作成すること。</u></p> <p>※<u>重複障害領域について作成すること。</u></p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 心理、生理及び病理 	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</p> <p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	第3欄
<p>⑦ (免許状に定められることとなる領域以外の領域)の幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法</p> <p>※<u>発達障害領域について作成すること。</u></p> <p>※<u>重複障害領域について作成すること。</u></p> <p>※教育課程の事項には、<u>当該領域の実態を想定した自立活動の個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方</u>を理解する目標を含めること。</p> <p>※重複障害領域には、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定を考察するような目標を含めること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程及び指導法 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	
<p>✓ 「特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム」における第1欄、第2欄、第3欄の目標水準と、「教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)」の「教育実習(学校体験活動)」の目標水準との関連を検証しながら対応について検討する。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育実習 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</p>	第4欄